

保護者の皆様

徳島県立つるぎ高等学校長

インフルエンザによる出席停止について

先日、お子様がインフルエンザ(疑いも含む)に罹患したとの連絡を受けました。
インフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法施行規則第19条により、以下の期間について出席停止となります。

○インフルエンザの出席停止期間
発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで

登校可能となりましたら、次の「インフルエンザによる出席停止届」を記入していただき、服薬説明書の原本若しくはコピー、又は診療明細書のコピーを添付して担任まで提出してください。
(医療機関での証明書の取得は必要ありません。)

インフルエンザによる出席停止届

徳島県立つるぎ高等学校長 殿

()HR 出席番号()生徒氏名

保護者氏名

1 診断を受けた日 令和 年 月 日

2 欠席した期間(早退した場合は、早退した日も含みます)

令和 年 月 日 より

令和 年 月 日 まで

3 診断を受けた医療機関名

※ 学 校 処 理 欄					
校 長	教 頭	教務課長	保健主事	養護教諭	担 任
(備考) 登校後、1週間以内に出席停止届をHR担任に提出してください。 HR担任は、該当生徒から提出された受診証明書を養護教諭へ提出してください。					